

議案第 19 号

君津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

君津市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 15 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

内みのわ運動公園において、公募設置管理制度（P a r k - P F I）を活用するに当たり、条例の規定を整備するため、君津市都市公園条例（昭和 47 年君津市条例第 14 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市都市公園条例の一部を改正する条例

君津市都市公園条例（昭和47年君津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の3中第5項を第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

別表第2都市公園使用料の項に次のように加える。

公園施設の管理	その都度市長が別に定める額
---------	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市都市公園条例新旧対照表

改正案				現 行				
(公園施設の設置基準)				(公園施設の設置基準)				
第3条の3 省略				第3条の3 省略				
2～3 省略				2～3 省略				
4 <u>令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u>				4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。				
5 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。				5 省略				
6 省略				5 省略				
別表第2 (第12条)				別表第2 (第12条)				
	区分	単位	金額		区分	単位	金額	
都市公園使用料	行商、募金、出店、その他これらに類する行為～競技会、展示会、博覧会、その他これらに類する催し 省略			都	行商、募金、出店、その他これらに類する行為～競技会、展示会、博覧会、その他これらに類する催し 省略			
	公園施設の設置	公募による場合	1件1月につき	公募により決定した額	公園施設の設置	公募による場合	1件1月につき	公募により決定した額
		公募によらない場合	1平方メートル1月につき	62円		公募によらない場合	1平方メートル1月につき	62円
公園施設の管理	その都度市長が別に定める額							

都市公園  
占用料

省略

備考 省略

都市公園  
占用料

省略

備考 省略